

泉佐野市原子力問題対策協議会の概要について

| | |
|------|--|
| 日 時 | 令和元年8月7日(水) 午後1時30分~3時30分 |
| 場 所 | 原子燃料工業(株)熊取事業所 照射棟PAルーム |
| 議 題 | (1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について (2) 定例報告について (3) 現状報告について (4) その他 |
| 出席者等 | 協議会委員20名中14名が出席 |
| 傍聴者 | 2名 |

(案件に先立ち、千代松市長の挨拶があった。その後、委員・顧問の紹介、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からの陪席者の紹介及び本協議会オブザーバー並びに事務局職員の紹介が行われた。)

審議の概要

議案1・地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について

「議案1地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について」説明を実施した。
資料(市)-1として、泉佐野市地域防災計画の原子力災害対策編を抜粋したものを説明した。

今回、令和元年7月1日付で、泉佐野市地域防災計画全体の修正を実施した。
この原子力災害対策編の修正は、東日本大震災での福島第一原子力発電所事故を教訓に、見直された原子力災害対策指針などを基に大幅改定を行った。また、原子力災害時の避難計画も新たに記載した。

・「原子力事業所一覧表」について

原子力災害対策特別措置法第2条第4号でいう原子力事業所として、京都大学複合原子力科学研究所には、試験研究炉であるKUR(熱出力5000KW)とKUCA(熱出力100w)の2施設があり、また、原子燃料工業株式会社熊取事業所は核燃料加工施設となっている。

ここで、福島第一原子力発電所の1号機から6号機までを併せると、熱出力約705万kwとなるので、京大施設は、規模としては、その約1400分の1の施設となり、原子力発電所とは全く規模の違う施設である。

「2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」によると、福島第一原子力発電所事故後に見直された「原子力災害対策指針」では、緊急防護処置を準備する区域をUPZというが、その範囲は、京大と原燃ともに、各施設から半径500mの範囲となっている。よって、各施設で何かあった場合に備え、主にこの半径500mの範囲で、緊急

防護措置の準備を行っていく。

- ・原子力災害が発生した場合の市の動員体制について

情報収集事態では、風水害等の災害対策に準じて、災害警戒体制（警戒レベル 1）とし、それから順に体制を強化し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、国・府・市が連携し、本市も災害対策本部B・C号配備をとり、最大限の災害対応を行うものとしている。

- ・屋内退避及び避難に関する指標について

判断基準であるO I Lという言葉を確認してもらうように説明した。

O I L1 については、 $500\mu\text{Sv/h}$ となると、数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施することになっている。また、最下段のO I L2については、 $20\mu\text{Sv/h}$ となると、1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施することになっている。

- ・資料（市）-2「もしも原子力災害が起こったら」の地図のページについて

本市と熊取町の境界が黒色の2点鎖線となっており、泉佐野市のUPZはピンク色で着色した部分となり、その中にある住居等の建物は、オレンジ色で示している。このUPZの中には、一般住宅が5件と、府立佐野支援学校やゴルフクラブ、などがあり、その区域の中にいる人が避難するとすると、青色のルートを通して、最寄りの避難所である日根野中学校に避難することとなる。

- ・フロー図について

原子力災害が発生した場合、現場から500m圏外（UPZ外）は、屋内退避の準備、500m圏内（UPZ内）は、屋内退避を行う。その後緊急モニタリング調査を行い、早急に避難が必要な基準（O I L1）、 $500\mu\text{Sv/h}$ を超えると、緊急避難ということで、佐野中学校に避難することになる。それ以下でも、緊急性はないが一時移転が必要な基準（O I L2）、 $20\mu\text{Sv/h}$ を超えると、1週間以内を目途に避難をすることとなっている。

- ・「避難や移転が必要となる可能性がある区域」及び「屋内退避」について

この内容については、住民に周知しなければならない。このため、現在、8月24日（土）にこのUPZ内の住民と西上町会の役員に対しての説明会を開催する予定となっている。また、佐野支援学校については、既に、説明を済ませており、この内容を理解したうえで、通所者の避難行動について、検討してもらえるように依頼している。

- ・なお、京都大学複合原子力科学研究所様や原子燃料工業様は、福島第一原子力発電所事故以降に見直された新原子力規制基準に既に適合、または適合作業を進めており、この避難計画に基づく避難を実施するようなことは無いと考えているが、これだけは、何が起るかはわからないので、そのような事態に備え、本計画を住民に周知しながら、対策を取っていきたいと考えている。

〈質疑・応答〉

【馬場委員の発言】

福島での放射能の被害を見ても分かるように、風向きを考えると、場所によって、放射線の量が違うと思うが。

【木内危機管理監の説明】

細かい計測をするためには、区域の確定をして、モニタリングしていく必要がある。

【馬場委員の発言】

そのモニタリングの位置は、どうなっているのか。

【木内危機管理監の説明】

熊取町と泉佐野市にモニタリングの施設が配置されている。その値を市役所の危機管理室で見ることができる。大阪府でも監視して頂いている。ただ、風向きを考慮した場合には、もう少し、詳しい調査をする際には、大阪府と協力しながらモニタリングしていく必要がある。

【市道委員の発言】

今は災害が発生した場合の話をしているが、災害が起こる場合の話として、もう少し、モニターの位置が分かるようにしてもらいたい。

【木内危機管理監の説明】

大阪府のホームページにのっているもので、調べた後、報告する。

議案2. 定例報告について

(1) 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告（定例報告）

各担当者から配付資料に基づき、原子炉の運転状況、令和元年度の共同利用研究等の採択状況、環境放射能の測定結果について、事項毎に次のとおり説明があった。

(質疑応答なし)

(i) 報告対象期間（平成30年6月～令和元年5月）におけるKUR・KUC Aの運転状況、役割等のこと。

(ii) 令和元年度の共同利用研究及び研究会の採択状況のこと。

(iii) 環境放射能測定報告（平成30年4月～平成31年3月）に関して、研究所からの排気及び排水中の放射能の測定結果、次に研究所敷地境界付近5ヶ所と所外4ヶ所の放射線量の測定結果、最後に研究所周辺環境試料中の放射能の測定結果について、周辺の環境に影響を与えることはなかったこと。

[配付資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告書（定例報告）について

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所の定例報告

安全協定に基づき泉佐野市へ報告している環境放射線モニタリング結果について、藤原環境安全部長より報告した。

【配付資料】 泉佐野市原子力問題対策協議会報告書 定例報告（原子燃料工業株式会社熊取事業所）

【報告内容】

1. 施設からの放出放射能

- ・加工施設からの排気中の放射能は、いずれの排気口についても法規に定める濃度限度以下だった。
- ・加工施設からの排水中の放射能は、いずれの排水口についても法規に定める濃度限度以下だった。

2. 外部放射線に係る実効線量

熊取事業所の周辺監視区域境界および事業所外観測場所における空間放射線測定結果から、平常時の空間放射線量と比較して有意な差は認められなかった。

3. 環境試料中の放射能

河川の底質（土・堆積物）、陸上表面土、地表水および空気中浮遊じんの各環境試料とも平常値を有意に超える放射能は認められなかった。

〈質疑応答〉

(議長：新田会長)

3 ページの外部放射線に係る実効線量において、偏西風の影響で11月から1月にかけて実効線量の値が高くなると説明されたが、わかりやすく説明してもらいたい。

(原燃工)

偏西風により大陸から様々なものが飛んでくるからと言われている。

議案3. 現状報告について

(1) 京都大学原子炉実験所の現状報告

各担当者から配付資料に基づき、各報告事項について次のとおり説明が行われた。

(質疑応答なし)

(説明内容)

1. 京都大学研究用原子炉（KUR）等の状況について

(1) 京都大学研究用原子炉（KUR）の状況について

KUR(Kyoto University Research Reactor)は、昨年度の利用運転を平成31年2月14日で終了した後、年1回の施設定期検査を7月17日に終了し、同日付けで施設定期検査の合格証が交付され、7月23日から今年度の利用運転を開始している。

今年度の利用運転では、KUR及びその周辺設備を利用した共同利用研究が来年1月末頃まで行われる予定となっている。また、癌治療法の一つであるホウ素中性子捕捉療法（BNCT：いわゆる癌治療のひとつ）による医療照射については、週1回の実施を予定している。なお、昨年度の医療照射の実施件数は30件となっている。

今後とも施設の維持管理には、心配をかけることのないよう十分に注意し、運転には慎重を期していく。

(2) 京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の状況について

KUCA(Kyoto University Critical Assembly)は、昨年度の利用運転が今年の3月9日で終了した後、年1回の施設定期検査を5月21日に終了し、同日付で施設定期検査の合格証が交付され、5月28日より今年度の利用運転を開始している。

今年度の利用運転では、原子炉の安全性等に関する研究と原子力安全を担う人材育成の教育が来年3月上旬頃まで行われる予定となっている。

(3) 原子炉施設等の廃止措置実施方針の作成及び公表について

原子力規制委員会は、原子力施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るため、廃止を実施する前の早い段階から、廃止措置を実施するための方針（以下「廃止措置実施方針」という。）を作成し公表することを、原子力事業者に対して義務付けることを決定した。この決定に基づき、当研究所では、2基の原子炉施設（KUR及びKUCA）と核燃料の使用施設について、将来の廃止に向けた「廃止措置実施方針」（別添1）を作成のうえ、昨年12月28日付で当研究所のホームページに公表した。

なお、当研究所では、これら施設の安全を十分に確保した上で今後も運転・使用を継続し、共同利用研究所として「複合原子力科学」を推進していく。

(4) 原子力損害賠償の実施のための方針の作成及び公表について

我が国の原子力損害賠償制度は、原子力損害の被害者の保護及び原子力事業者の健全な発達を図ることを目的として、原子力事業者が民間保険契約及び政府補償契約の締結を義務付けている。

このたび、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東京電力福島第一原子力発電所の事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について、所要の措置を講ずるよう、関係法令が改正された。その改正事項の一つとして、原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、今年度末までに損害賠償の実施のための方針の作成及び公表を義務付けることになった。

同方針に記載する具体的な内容は、今後、省令で定められることになっている

が、作成に際しては、万が一、原子力災害が発生した場合に速やかに損害賠償等の必要な対応がなされるよう、泉佐野市他地元自治体から意見等をもらいながら、進めていくことになる。

(5)個人の信頼性確認制度の導入について

原子力施設では近年、国際的な規模のテロリズムが頻発する中、テロ対策が重要課題と位置付けされ、国際原子力機関（IAEA）は、各国に対して原子力発電所や研究炉のテロ対策を強化するよう勧告した。

このたび、本勧告を踏まえた国内の関係法令の改正が行われ、職員等を装ったテロリストによる核燃料物質の盗取や施設の破壊を防ぐため、内部脅威対策の強化を目的とした個人の信頼性確認の実施が求められることになった。当研究所では、関係法令等に基づき、今年の12月1日までに核物質防護規定の改正、新たな要領の策定、担当事務局の設置など、当該制度の導入に向けた必要な諸手続きを完了する予定となっている。

2. 原子炉設置変更申請（研究用原子炉の変更）について

(1)変更理由

KURは平成22年度に燃料の低濃縮化を達成し、平成29年度からは新規制基準に対応した運転を開始し、その後も運転を継続している。

一方、KURの今後の運転計画や燃料の消費量を勘案すると新燃料の追加購入の必要性もなく、現状保有する燃料の量から判断して新燃料の貯蔵設備や、使用中の燃料に対する一時貯蔵設備のための現状のスペースが特段必要ではなくなっている。

以上の現状を考慮した結果、今回、核燃料貯蔵設備の貯蔵能力に係る変更申請を行った。具体的には、申請書に記載されている核燃料貯蔵設備の貯蔵能力を実態に即した数量に制限することにより、管理の効率化と合理化に加え、更なる安全性向上を図る。

(2)変更内容

KURの原子炉設置変更承認申請書には、本文中に「核燃料物質貯蔵施設の構造及び貯蔵能力」、添付書類8に「核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」がそれぞれ記載されている。今回の変更申請では変更比較表（別添1）のとおり、燃料要素のウラン-235含有量の総量に対する制限値を追記するとともに記載の適正化を行う。

なお、上述のとおり、今回の変更申請は貯蔵可能な核燃料物質の総量に係る記載の追加のみであり、当該変更に伴う工事は行わない予定である。

(3)「原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書（安全協定書）」に基づく事前協議の要否等

本変更申請については、「(2)変更内容」に記載のとおり、施設・設備の増強等の工事は行わない予定で、核燃料物質の総量に係る記載の追加のみであることから、安全協定書第5条のただし書き（別添2）に該当する軽微な変更と考え、今年3月にその旨泉佐野市他地元自治体の確認が得られたため、事前協議は不要とし、4月25日に原子力規制委員会へ申請している。

(4)原子力規制委員会による審査の状況

5月22日の第276回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において、変更の内容説明、質疑応答が行われ、特に問題なく審査は終了した。その後、7月2日に開催された第15回原子力規制委員会（臨時会議）において、審査書案が決定された。

3. 核セキュリティ・サミットを受けての対応について

(1)これまでの経緯

- 京都大学複合原子力科学研究所の高濃縮ウラン燃料の内、京都大学研究用原子炉（KUR）の高濃縮ウラン燃料については、平成19（2007）年までに全ての使用済燃料を米国に撤去し、平成22（2010）年5月からKURでは低濃縮ウラン燃料による運転を行っている。
- 京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）では、平成28（2016）年の第4回核セキュリティ・サミットにおいて、高濃縮ウラン燃料の米国への撤去と低濃縮化に関する日米合意が行われた。
- 日米合意を受け当研究所では、高濃縮ウラン燃料の米国への撤去等に向け、実施スケジュールを策定のうえ、米国並びに国内の関係省庁等との調整を進めている。

(2)現 状

①高濃縮ウラン燃料の撤去について

昨年の本協議会以降、関係各所との調整、輸送時の警備体制に係る関係機関との連携、その他輸送に伴う諸手続きを進めている。

また、実際の輸送における安全対策としては、国際基準を満たしたキャスクと呼ばれる専用の輸送容器を使用すること、キャスクへの燃料収納、コンテナへの積み付け、積載車へのコンテナの積み付けのそれぞれの段階において、安全性の確認を行い、国による検査・確認を受けることになる。併せて、輸送中は輸送事業者、規制当局、治安当局等との間で綿密な連絡体制を取って、安全性の確認を行う。

②KUCA燃料の低濃縮化について

一昨年の本協議会でご承認頂きましたKUCAの高濃縮ウラン燃料から低濃縮ウラン燃料への変更に伴う原子炉設置変更承認申請については、今年の5月3

1日に原子力規制委員会へ申請した。その後6月17日の審査会合において、審査が始まっている。

今後、同委員会による設工認審査などを経て、燃料の製造を開始し、年度予算計画に沿って、複数回に分けて新たに低濃縮ウラン燃料を搬入することになる。

4. 京都大学複合原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に従い、毎年1回、その内容を見直し、必要に応じ修正することが求められている。今回、内容の見直しについて検討した結果、原子力規制庁緊急事案対策室等からのコメント対応及び誤植等の修正が必要となった。

そのため、原災法の規定に従って、泉佐野市長、大阪府知事等関係者と防災業務計画の修正の協議を今年8月下旬から9月上旬頃に開始する予定である。今後、同協議が終了し、関係者から了承されたら、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に修正の届出を行う予定である。

5. 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の改正について

平成30年7月11日付けで使用前検査に合格した第2固形廃棄物倉庫について、原子炉施設保安規定の関係条項と別図・別表に追記等を行うなどの修正が必要になったことから、安全協定に従って泉佐野市長に通知の上、原子炉施設保安規定の変更承認申請書を9月6日付けで（同年11月1日付けで補正申請）原子力規制委員会に提出し、11月22日付けで承認された。

6. 京都大学複合原子力科学研究所放射線障害予防規程の改正について

このたび、国際原子力機関（IAEA）による「総合的規制評価サービス」の結果及び「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」を踏まえ、原子力規制委員会において外部有識者の意見を聞き、関係省庁とも連携した上で、放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する検討が行われた。その後、検討結果を踏まえ、放射線障害防止法並びに関係規則等が改正された。

そのため、同法令等の改正内容に沿って、平成31年4月1日より当研究所の放射線障害予防規程を改正することになったことから、安全協定に従って泉佐野市長に通知の上、放射線障害予防規程の変更届を平成31年4月11日付けで原子力規制委員会に提出した。なお、主な改正点は、放射線障害防止のための安全管理組織にRI管理室を新設、大規模自然災害時等に関する対応、事故時の情報提供の方法などになる。

7. 原子力規制委員会による原子炉施設等の保安検査状況について

平成30年度の原子力規制委員会による原子炉施設等の保安規定の遵守状況に関する保安検査が第2四半期分（8月29日～31日）、第3四半期分（11月30、12月5日～6日）及び第4四半期分（3月6～7日、11日）として実施され、

特に問題となることはなかった。

令和元年度の保安検査からは、来年4月から導入される新検査制度に対応するための試行期間として、従来のように検査期間を限定した形の保安検査ではなく、四半期のうちの10週間程度を対象として、その間は検査官が随時に立ち入り（フリーアクセス制度）、事業者の保安活動状況を確認する形の検査になった。第1四半期の検査結果については、7月1日に確認が行われ、特に問題となることはなかった。

8. 平成30年度第2回及び令和元年度第1回緊急時訓練について

昨年10月5日に平成30年度第2回緊急時訓練について、原子力防災組織の対応能力向上を目的として、震度6強の地震により、5MWにて運転中であったKURの冠水維持バウンダリが損傷、炉心タンク水位が低下し、全面緊急事態（GE）に至る事象を想定した総合訓練を実施した。

今回の総合訓練では、原子力防災組織が原子力災害の拡大防止に有効に機能することの確認を主とした。また、前回の総合訓練で抽出された問題点（医療活動、広報活動、情報共有）の改善の検証を行った。なお、訓練には、当研究所の職員が132名、外部評価者として近畿大学原子力研究所から3名、原子燃料工業(株)熊取事業所から1名の参加があった。

訓練終了後には、オフサイトセンターの担当者同席の下で、訓練評価者との意見交換などを実施し、課題の抽出などを行った。この結果については、今後の訓練の実施方法の改善や実際の緊急時への備えを万全にするために活用していく予定。

なお、訓練の結果については原災法に従って原子力規制委員会に報告した。

次に令和元年6月3日に令和元年度第1回の緊急時訓練を実施した。今回の訓練（参加者数111名）では、前半に原子力防災に関する教育のための講義を実施し、後半は緊急時訓練の中期計画に従い、緊急対策本部、緊急作業団の業務内容に対応した要素訓練として個別に訓練を実施した。具体的には、招集・点呼、緊急時体制の構築、汚染拡大防止策、医療活動、消火活動、応急復旧、資機材調達・輸送等の要素訓練の中で、前年度の緊急時訓練（総合訓練）の教訓を反映するとともに、今年11月5日（火）に計画している第2回緊急時訓練（総合訓練）の予定訓練項目も考慮した内容で実施した。

[配付資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告について

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告

配付資料に基づき次のとおり、大久保副所長、藤原環境安全部長、中川燃料製造部長、村上業務管理部長より報告した。

【配付資料】泉佐野市原子力問題対策協議会報告書 定例報告（原子燃料工業株式会社熊取事業所）

【報告内容】

前回報告以降の現状として定期検査等の状況、通報事象、生産状況、加工事業の新規制基準への取り組み状況、新規制基準対応に係るスケジュール、原子力事業者防災業務計画に関する状況、広報活動の状況について報告が行われた。

1. 平成 30 年度定期検査等の状況について

1-1. 保安規定遵守状況検査（四半期毎／年 4 回）

年 4 回の検査が行なわれ、第 1 回の検査において保安規程違反 1 件、その他の回については、保安規定違反はなかった。保安規定 1 件は監視レベルで、事象としては、平成 30 年 3 月 21 日から 26 日においてウランが付着した廃棄物の分別作業時に、作業場の空気中放射性物質濃度が社内規定による放射線管理上の基準値以上に上昇したものである。社内規定は法令値の約 1/10 に設定したのですが、上昇したことについて保安上の問題点として指摘を受けたものである。空気中の放射性物質濃度が上昇したが、作業者に被ばくはなかった。事象に対する改善対策は実施済である。

1-2. 核燃料加工施設定期検査（年 1 回）

検査は、平成 31 年 3 月から 4 月にかけて行われ、指摘事項はなかった。

1-3. 査察関連

補完的アクセスに関する査察が 1 回、棚卸し査察が 1 回、設計情報検認が 1 回、ボローイング査察が 1 回実施され、指摘事項はなかった。

1-4. 核物質防護規定遵守状況検査

検査が 1 回行われ（核物質防護訓練検査を含む）、違反事項はなかった。なお、資料に記載していないが、本年度の検査が 7 月に実施されており、違反事項はなかった。

2. 通報事象について

平成 31 年 3 月 29 日に退勤中の社員が事務棟玄関口（非管理区域）から出る際に転倒し、頭部に打撲・裂傷を負ったため、救急車を要請し病院に搬送した。緊急車両を要請したため通報事象に該当となったが、本件による周辺環境への影響は無く、社員の被ばくもなかった。

3. 生産再開について

平成 30 年 11 月に原子力発電所向けの燃料の生産を全て完了し、生産した原子燃料の輸送も年度内に計画通り完了している。現状は新規制対応工事にむけて全ての生産活動を停止しており、生産再開は新規制基準対応工事を終える令和 2 年秋以降の予定である。

4. 加工事業の新規制基準対応への取り組み状況について

前回のご報告では、新規制基準に適合させるための弊社の必要な安全対策に

係る主な工事内容を説明した。その後変更はない。

工事概要について5ページと6ページの図で説明する。建物の耐震補強について、第1加工棟は床の杭打ち補強、部材を追加した建物全体の補強を計画している。第2加工棟は西側壁面にコンクリート壁補強を予定している。その他施設では建物の建て替えを予定しているものもある。

竜巻対策として、扉保護のための防護壁設置や専用治具による固縛・連結、飛来物からの防護のための外壁増し打ちを計画している。外部火災対策として、町道でのタンクローリー爆発を想定しての第2加工棟外壁の増し打ち、可燃性ガスボンベ庫等の移設等を予定している。

4-1.設工認に関する申請計画

設計及び工事の方法についての認可（設工認）の申請計画について説明する。建物、設備・機器に対して6分割で設工認を計画しており、第1次設工認は、貯蔵施設関係の改造で今年の11月22日付で申請済みで現在審査中である。第2次設工認は、設備・機器の撤去、移設を申請する予定と記載しているが、7月25日に申請済みで8月5日に審査会合が開催されている。

第3次設工認は第1加工棟の改造、廃棄物貯蔵棟の新設等を盛り込んだ内容となっている。申請準備はできており、先行する第1次、第2次設工認の審査・認可の状況をみながら申請する予定にしている。第4次設工認以降は、記載の通り計画的にすすめていく予定にしている。

4-2.保安規定に関する申請計画

第1次保安規定の変更については、今年の6月11日付で認可をもらっている。内容は安全最優先方針等記載の見直し、予備的放水による延焼防止等となる。第2次保安規定の変更については、廃棄物ドラム缶連結固縛等による落下転倒防止等の内容で、今年の12月に申請予定にしている。

第3次保安規定の変更については、モニタリングポストのデータ伝送系の多様性確保等の内容で、来年8月に申請予定にしている。

5.新規制基準対応に係るスケジュール

1次から6次まで計画的に工事を進め、2020年の9月末までには適合性の確認を完了するような計画ですすめる予定にしている。

6. 原子力事業者防災業務計画に関する状況について

6-1. 原子力事業者防災業務計画の見直し

平成30年12月に見直しを行なっている。主な見直し点は、加工事業者間の協力を明記、原子力事業所災害対策支援拠点に泉大津市の拠点に加えて京都大学複合原子力科学研究所殿の施設を選定し計2箇所とした。

6-2. 防災訓練の実施（平成 30 年度）

平成 30 年 9 月に熊取消防署と連携した消防訓練実施している。平成 31 年 1 月には総合防災訓練を実施している。それ以外にも、異常事態対策訓練、夜間・休日非常時訓練（招集訓練）を行っている。

総合防災訓練においては、原子力規制庁とTV会議システムを利用した情報共有訓練も実施している。また、訓練評価者として、弊社他事業所や京大複合研、熊取規制事務所等から評価者を招き、多方面からの評価結果を得た。今後は、課題改善に取組み、練度を上げていく。

7. 広報活動の状況について

当事業所は、地元の皆様をはじめ広く一般の皆様にご理解を得るための広報活動として、工場見学を中心に活動を行ってきたが、工場操業停止以降、原則として工場見学の受け入れを休止させてもらっている。平成 30 年 8 月以降について報告します。平成 30 年 9 月に六ヶ所村産業協議会より 20 名が見学に来ている。また、毎年 4 月に開催している一般見学会は、新規制対応工事のため平成 31 年度は取り止め、4 月 6 日に開催された京都大学複合原子力科学研究所殿の一般公開日に会議室の一部スペースを借り、事業所紹介のブースを設置した。ブースには 225 名の方が来訪している。

〈質疑・応答〉

（土原副会長）

事業所内の掲示板の無災害日数が 130 日となっていたが、報告内容の通報事象が発生した日が起算となっているのか。

（原燃工）

そのとおりである。一昨年の 7 月より無災害が継続し、昨年度は完全無災害の一步手前までとなっていたが、3 月 29 日に社員の方が負傷されたため、その翌日から起算しての無災害日数 130 日となっている。

議案（4）その他

特に、意見等はなかった。

以上

泉佐野市原子力問題対策協議会 出欠名簿（令和元年8月7日）

日時：令和元年8月7日(水) 13:30～

場所：原子燃料工業(株)熊取事業所照射棟PAルーム

| | | 氏名 | 役職等 | 協議会 |
|----|-----|-------|------------------|-----|
| 委員 | | 大庭 聖一 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | | 向江 英雄 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | | 長辻 幸治 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | | 福岡 光秋 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | 会長 | 新田 輝彦 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | | 中村 哲夫 | 市議会議員 | ○ |
| 委員 | | 山下 章一 | 町会連合会日新地区代表 | ○ |
| 委員 | 副会長 | 土原 孝男 | 町会連合会日根野地区代表 | ○ |
| 委員 | | 石垣 忠一 | 農業代表 | ○ |
| 委員 | | 市道 寛文 | 農業代表 | ○ |
| 委員 | | 山田 廣一 | 農業代表 | × |
| 委員 | | 角野 隆夫 | 北中通漁業協同組合代表理事組合長 | ○ |
| 委員 | | 三好 正広 | 泉佐野漁業協同組合代表理事組合長 | × |
| 委員 | | 濱崎 忠親 | 泉佐野商工会議所会頭 | × |
| 委員 | | 井伊 唯 | PTA連絡協議会代表 | × |
| 委員 | | 新田 貴士 | 青年団協議会代表 | × |
| 委員 | | 根来 珠子 | 市民公募 | × |
| 委員 | | 河村 昭子 | 市民公募 | ○ |
| 委員 | | 馬場 敏勝 | 市民公募 | ○ |
| 委員 | | 岩田 勉 | 市民公募 | ○ |
| | | | | 14 |
| 顧問 | | 辻中 隆 | 泉佐野市議会議長 | × |
| 顧問 | | 松浪 武久 | 大阪府議会議員 | × |
| 顧問 | | 藤原 誠一 | 日根野地区代表 | ○ |

計 15